

(案)

千葉市環境教育等基本方針

2021 (令和3) 年 月

千葉市

目 次

第1章 方針の基本的事項	1
1 方針の改定にあたって.....	1
2 方針の位置付け.....	1
3 計画期間.....	2
第2章 改定の背景	3
1 環境教育を取り巻く動向.....	3
(1) 世界の動向.....	3
(2) 日本の動向.....	4
2 これまでの千葉市の環境教育の取組み.....	4
(1) 本市の取組みの状況.....	4
(2) 環境教育の課題.....	6
第3章 環境教育の方向性	7
1 基本理念.....	7
2 推進にあたっての視点.....	7
(1) 世代・分野を超えた協働取組.....	7
(2) 体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び.....	7
(3) 持続可能な社会の実現に向けた人材育成.....	7
(4) ICT等の積極的な活用.....	7
第4章 各主体の役割及び市が実施する施策	9
1 各主体の役割と取組み.....	9
(1) 家庭.....	9
(2) 学校等.....	10
(3) 社会（地域・NPO等・事業者）.....	10
(4) 行政.....	11
2 市が実施する施策.....	12
(1) 家庭に向けた施策.....	12
(2) 学校等に向けた施策.....	13
(3) 社会（地域・NPO等・事業者）に向けた施策.....	16
(4) 全主体に向けた施策.....	18
第5章 環境教育の推進体制と進捗管理	20
【資料編】	
千葉市環境審議会体制図及び委員一覧.....	資料編 1
千葉市環境教育等基本方針の策定までの経過.....	資料編 2
千葉市の取組み（2019(令和元)年度実施事業一覧）.....	資料編 3

第1章 方針の基本的事項

1 方針の改定にあたって

本市では、千葉市環境基本条例（1994(平成6)年12月）及び千葉市環境基本計画（1995(平成7)年3月策定、2002(平成14)年、2011(平成23)年改定）に基づき、千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を2005(平成17)年3月に策定しました。当該基本方針では、各主体が環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていくうえでの方向性を示すとともに、それを促進するために市が進める施策の方針を明らかにし、環境教育等の取組みを推進してきました。

しかしながら、第2章に記載のとおり、国内外における環境教育を取り巻く状況に大きな変化が生じています。本方針は、これらの変化に対応し、更に効果的な環境教育等を推進するため、新たに策定するものです。

「環境教育」は、環境教育等促進法^{※1}において「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定義されています。

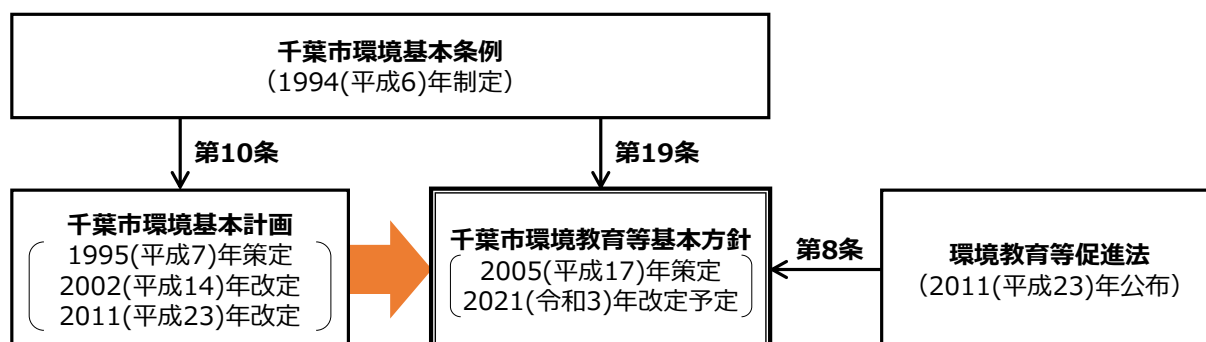
本方針においても環境教育の定義は同法と同じとし、教えるという意味の「教育」の視点及び自主的・積極的な「学習」といった視点の両方を取り入れます。

また、あらゆる場において学びの機会があるという観点から「家庭」、「学校等（学校、幼稚園、認定こども園・保育所等）」、「社会（地域、NPO等、事業者）」におけるそれぞれの役割の方向性を示すとともに、市が実施する施策を定めます。

2 方針の位置付け

本方針は、千葉市環境基本条例第19条の規定に基づき基本方針として策定し、千葉市環境基本計画における「千葉市の目指す環境像」を実現させるための、環境教育の取組みの方向性を示すものです。また、環境教育等促進法第8条の規定に基づく行動計画として位置付けます。

なお、本方針は、千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針（2005(平成17)年策定）に代わるものです。



※1 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（2011(平成23)年6月公布）」の略称。

3 計画期間

本方針の計画開始年度は、2021(令和 3)年度とし、計画終了年度は、次期環境基本計画（2022(令和 4)年 3 月改定予定）とあわせ、2032(令和 14)年度とします。

従って、本方針の計画期間は、2021(令和 3)年度から、2032(令和 14)年度までの 12 年間とします。

第2章 改定の背景

1 環境教育を取り巻く動向

(1) 世界の動向

1987(昭和 62)年に、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が公表した報告書「われら共有の未来（Our Common Future）」の中心的な考え方として、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」という「持続可能な開発」の概念が取り上げられました。

1992(平成 4)年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）においては、持続可能な開発についての国際的な取組みに関する行動計画である「アジェンダ 21」が採択され、この「アジェンダ 21」の第 36 章「教育、人々の認識、訓練の推進」の中で持続可能な開発のための教育の重要性とその取組みの指針が盛り込まれました。

2002(平成 14)年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、日本が「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」を提唱しました。2005(平成 17)年から 2014(平成 26)年までの 10 年を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とし、ユネスコが主導機関に指名されました。

2014(平成 26)年に開催された「ESD に関するユネスコ世界会議」では、国連 ESD の 10 年の後継プログラムとして、「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択されました。

2015(平成 27)年 9 月にニューヨークの国連本部で開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び反映のための行動計画として、宣言及び目標を掲げており、この目標が 17 のゴール・169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」です。SDGs は地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるとされています。

ESD と SDGs

ESD（Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育）とは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であり、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

ESD は持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGs の 17 のゴールすべての達成に貢献するとされています。



SDGs の 17 のゴール

(2) 日本の動向

【環境教育等促進法と環境教育基本方針】

環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていることや、国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の動き、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、環境教育推進法^{※2}（2003(平成15)年10月施行）の改正法として環境教育等促進法が2011(平成23)年6月に交付されました。同法に基づく環境教育基本方針^{※3}が2012(平成24)年6月に閣議決定され、2018(平成30)年6月に同方針の変更について閣議決定されました。同方針では、持続可能な開発目標（SDGs）や持続可能な開発のための教育（ESD）の実践を踏まえ、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることが必要である等の内容が盛り込まれました。

【学習指導要領】

2007(平成19)・2008(平成20)年に改訂された学習指導要領では、持続可能な社会の構築の観点が含まれました。2017(平成29)・2018(平成30)年に改訂された新学習指導要領では、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、社会科や理科、家庭科など関連の深い教科を中心に、環境教育に関わる内容が充実しました。

2 これまでの千葉市の環境教育の取組み

本市では、千葉市環境基本条例（1994(平成6)年12月）及び千葉市環境基本計画（1995(平成7)年3月策定、2002(平成14)年、2011(平成23)年改定）に基づき、千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を2005(平成17)年3月に策定しました。以降、当該基本方針に基づき、環境教育の取組みを推進してきました。

(1) 本市の取組みの状況

千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針（2005(平成17)年3月策定）の3つの柱に基づき、事業を実施してきました。

※2 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の略称。

※3 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の略称。

(主な実施事業)

1 環境保全・創造の意欲の増進（環境保全活動に積極的・継続的に取り組める環境づくり）

- ・普及啓発事業（環境フェスティバル、自然観察会等）
- ・拠点・フィールドの整備・活用（公園緑地の整備や里山・谷津田等の保全等）
- ・環境情報の収集及び提供（環境白書による環境情報の提供、市 HP での情報提供等）
- ・環境保全活動への支援（地域環境保全自主活動補助金等）

2 環境教育の推進（体系的・継続的に様々な機会を活用して環境教育を推進）

- ・学校における環境教育の推進（環境学習モデル校、環境教育教材の製作・配布等）
- ・職場における環境教育の推進（地球環境保全協定の普及）
- ・地域における環境教育の推進（公民館における環境教育講座の実施等）

3 市、市民、民間団体等の協働（各主体の特性を活かした連携した取組みを推進）

- ・パートナーシップの構築（パブリックコメント制度等）
- ・協働事業の充実（エコメッセ等）
- ・人材の育成及び活用（スキルアップ講座の開催等）

<環境教育に関連する年表>

世界の動向	国の動向	市の動向
1987 環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会)		
1992 国連環境開発会議 (地球サミット)	1993 環境基本法制定	1994 環境基本条例制定 1995 環境基本計画策定
2002 持続可能な開発に関する首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット)	2003 環境教育推進法施行 2004 環境教育基本方針が 閣議決定	2002 環境基本計画改定
2005 国連持続可能な開発のための教育 (ESD) の10年開始	2007 ↑ 学習指導要領改訂 2008 ↓	2005 環境教育基本方針策定
2012 国連持続可能な開発会議 (Rio+20)	2011 環境教育等促進法に改正 2012 環境教育基本方針が 閣議決定	2011 環境基本計画改定
2014 ESDに関するユネスコ世界会議 2015 国連サミットにおいてSDGsが採択	2017 ↑ 学習指導要領改訂 2018 ↓ 環境教育基本方針の変更が 閣議決定	

(2) 環境教育の課題

近年の地球温暖化を含む気候変動や、廃プラスチックの問題等、環境上の課題は、非常に多くの分野にわたり、刻一刻と変化しています。そうした課題に主体的に取り組んでいくためには、一過性の学びに留まらない、幼少期から高齢期に至るまで幅広い世代で、環境について常に意識し、学び、実践していくことが必要です。

また、SDGs や ESD に代表されるように、環境教育が貧困・平和・福祉などの様々な社会・経済問題と結びつきつつあり、より総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合が求められています。

そのような中、本市においては、前方針における各主体において積極的に環境教育に取り組んできたところですが、アンケートやヒアリング等の調査により、その実施に際して主体ごとに課題が挙げられています。

【市民】

東日本大震災以降、節電をはじめとする意識や行動の高まりが見られたものの、環境配慮行動の実践状況や、家庭における温室効果ガス削減量等を見ると、まだまだ環境への関心が高まっているとは言えない状況です。

【学校】

環境について学ぶ時間・内容等が学校ごとにかなりのばらつきが見られるとともに、通常授業のカリキュラムがひっ迫している状況で、環境教育に特化した時間を割くことが難しいという声が多く挙がっており、通常授業のカリキュラムの中で実施できる環境教育の情報や教材等の提供、教職員への環境教育に関する研修等が求められます。

また、幼少期からの教育という点では、未就学児や小学校低学年において環境教育に触れる機会が少ないことが課題として挙げられます。

【事業者・地域・民間団体】

参加者の確保をはじめ、活動の広報・PR 方法、各主体の相互の連携の構築、担い手不足等が課題として多く挙がっています。したがって、情報の収集及び発信、ネットワークの構築、人材の育成等の支援が求められます。

第3章 環境教育の方向性

1 基本理念

県内随一の人口規模と産業集積を有する大都市である千葉市の発展は、活発な事業活動を抜きに語ることはできません。経済活動を発展させつつ、身近な自然を守るとともに、地球規模での環境問題の解決にも貢献し、持続可能な社会として次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、人間と環境の関わりを正しく理解するとともに、環境に対する人間の責任と役割を自覚し、環境問題を自らの課題として捉え、主体的に、生涯にわたり、環境保全活動に取り組んでいくことが大切です。

家庭・学校等・社会（地域、事業者、NPO 等）・行政がそれぞれの立場から、環境の保全・創造に向けて取り組むまちの実現を目指し、ESD を踏まえた環境教育を推進します。

2 推進にあたっての視点

（1）世代・分野を超えた協働取組

環境教育に関する取組みは、自分の世界と違った世界をつなげるという視点が重要です。また、SDGs や ESD に代表されるように、環境教育が貧困・平和・福祉などの様々な社会・経済問題と結びつきつつあり、より総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合が求められています。世代、組織、地域および分野をつなげ、多角的な視点を盛り込んで、各主体が相互に連携して活動を行う「協働取組」を推進していきます。

（2）体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び

自然体験のみではなく、社会体験、生活体験および交流体験等も幅広く推進し、インプットだけではない、アウトプットも学びのプロセスに取り込むことで、体験活動を通じて、これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上等の効果が期待されます。

体験の場として、行政だけではなく地域や民間企業の「体験の機会」を活用し、各主体との連携により体験活動の実践を積極的に推進していきます。

（3）持続可能な社会の実現に向けた人材育成

環境における様々な課題には、一人ひとりが主体的に取り組む必要がありますが、そのような中でも環境保全に関する専門的知識を有し、取組みをけん引する人材が不可欠です。

人材の育成や認定事業を推進するとともに、そのような人材が学校や地域において活用できるよう、積極的に情報提供等を行っていきます。

（4）ICT等の積極的な活用

文部科学省による GIGA スクール構想を踏まえた教育環境の整備が進められており、今後学校においては、児童生徒が一人一台の端末を用い、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育が推進されていきます。環境教育においても ICT を活用することで、学校内に留まらず、デジタル教材等の活用による環境教育の充実や、インターネットを利用した協働取組、デジタル技術の導入

による体験活動等が期待されます。




ICT 等を活用した新たな環境教育手法について検討するとともに、従来の事業等においても ICT 等を活用することで、より効果的な環境教育の実践を推進します。

本方針と SDGs との関係

SDGs は、17 のゴール (Goal) 、169 のターゲット (Target) 、244 (重複を除くと 232) の指標 (Indicator) の三層構造となっています。ゴールは長期的なビジョンに近く、ゴールの下に、より詳細で具体的なターゲットが設定され、さらにターゲットの下にこれらの目標の達成に向けた進捗状況を定量的・定性的に測るための指標が設定されています。SDGs では、まずは 2030(令和 12)年のあるべき未来像をゴールとして示し、その実現に向けて、指標を活用しつつターゲットを達成していくという、バックキャストिंगのアプローチが取られています。

本方針で盛り込まれた様々な施策は、SDGs の様々なゴール・ターゲットに関わってきます。その関わり方は、SDGs のゴール・ターゲットと一対になるものもあれば、一つの取組みが複数のゴール・ターゲットに同時に効果を及ぼす取組みもあります。また、様々な取組みが、お互いに好影響を及ぼし合い、相乗的な効果を及ぼす場合もあります。

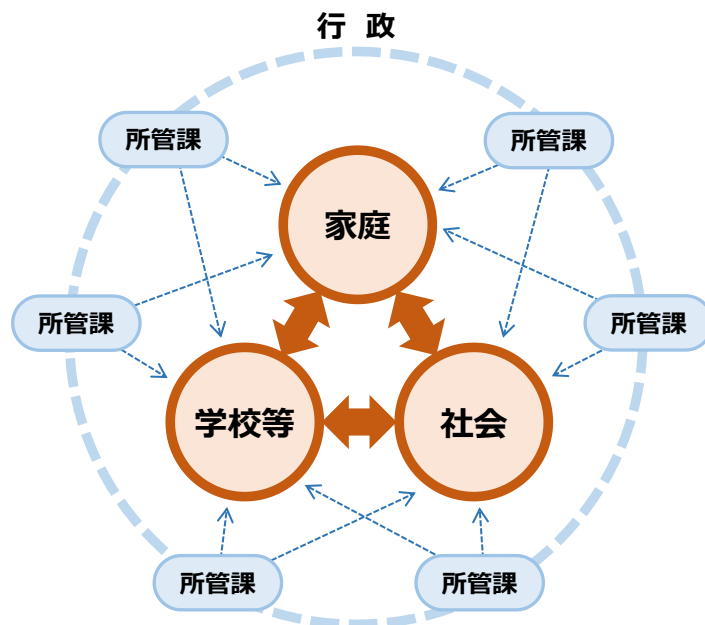
本方針の中でも重要である ESD は、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGs の 17 のゴールすべてに貢献するとされていますが、本方針では、SDGs の中でも特に 4.7、12.8、17.17 を全施策に共通し、到達に貢献する主なターゲットとし、その他のゴールについても各施策において関連付けて、到達に向けて推進していきます。

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>ゴール 4 質の高い教育をみんなに</p> <p>各主体が環境問題を自らの課題として捉え、主体的に、生涯にわたり、環境保全活動に取り組み、持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるよう、普及啓発や各種講座等をとおり、ESD を踏まえた環境教育を推進します。(ターゲット 4.7 持続可能な開発に必要な知識・技能の習得に寄与)</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>ゴール 12 つくる責任つかう責任</p> <p>各主体における省エネや 3R (リデュース (ごみ発生抑制) ・リユース (再利用) ・リサイクル (再資源化)) 、エシカル消費等のライフスタイルの実践を推進するとともに、事業者等においてもグリーン市場の拡大や、ESG 投資等、持続可能な開発に資する事業活動を推進します。(ターゲット 12.8 持続可能な開発や自然調和のライフスタイルへの意識向上に寄与)</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>ゴール 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>協働で実施する事業への協力や、各主体の活動等の情報を共有し、発信することで、各主体が持つ知識、経験、資源等を活かし、相乗効果が得られるよう、協働取組を推進します。(ターゲット 17.17 公的・官民・市民社会のパートナーシップ推進に寄与)</p>

第4章 各主体の役割及び市が実施する施策

1 各主体の役割と取組み

経済活動を発展させつつ、身近な自然を守るとともに、地球規模での環境問題の解決にも貢献し、持続可能な社会として次世代に引き継いでいくためには、家庭、学校等、社会（地域、NPO等、事業者）、行政のすべての主体が、自らの役割を認識して、連携を図りながら環境教育の取組みを推進し、好循環をつくることが不可欠です。



(1) 家庭

【役割】

家庭は、基本的な生活習慣や社会規範を身につける場であり、家庭での体験や学びが将来の考え方や行動に大きな影響を与えることから、「人づくり」のための重要な役割を担っています。

日頃から、学校や職場、地域で学んだことを家庭で話し合い、お互いに学びあって理解を深めることで、多世代間で環境の意識を共有し、日々の暮らしや生活習慣を環境に配慮した形に見直していくことが期待されます。

【家庭での取組み】

- ・自宅の庭や近所の公園など日常生活で身近な自然に触れる機会を持つ。
- ・社会的課題の解決に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行う（エシカル消費）。
- ・本市や事業者等が提供する環境学習の場や機会を積極的に利用する。
- ・学校や職場、地域等で身につけた知識やこれまでに身につけた知恵を世代間で共有し、実践する。
- ・資源の重要性を認識し、省エネを意識した生活に努める。

(2) 学校等

【役割】

学校等は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であるとともに、直接的に環境を学ぶ場として、環境に関する意識醸成、知識習得の基盤となる、環境教育において最も重要な役割を担っています。また、学校等における環境教育が将来世代に大きな影響を与えることはもちろん、学校等での学びが、家庭・社会にも反映され、多世代に広範囲に派生します。

【学校等での取り組み】

● 幼稚園・保育所・認定こども園

- ・遊びや体験を通じて、楽しみながら自然や環境に対する興味や関心を持たせ、豊かな感受性を育てる

● 小・中・高等学校・特別支援学校

- ・様々な場所・場面で環境について触れ、身近な物事と環境が密接に関わっていることを理解する
- ・理科・社会・家庭科等のカリキュラムの中で、環境に関する知識を身につける
- ・学校等で開催される事業者や行政による出前講座等をきっかけに関心・理解を深め地域の活動等に積極的に参加する

● 大学等の高等教育機関

- ・専門性を活かし、環境学習等の指導者や環境に配慮できる技術者の養成
- ・NPO等、事業者、地域、行政等と連携・協働した環境学習等の取り組みや環境問題解決に向けた研究の実施
- ・ボランティア等とおした環境活動等に具体的に取り組む機会の創出

(3) 社会（地域・NPO等・事業者）

● 地域

【役割】

地域は最も身近な社会であり、地域社会の環境保全活動の活性化は、身近な環境に関心を持ち、地域やふるさとへの理解・愛着心の醸成につながります。一人ひとりが地域の一員としての認識を持ち、自治会、子ども会、老人クラブなど多様な地域団体が関わる中で、地域についての環境学習や環境保全活動が積極的に展開されることを目指します。

【地域での取り組み】

- ・地域の行事や拠点を活用して地域の環境配慮の気運を高める
- ・身近な地域の環境を学習フィールドとして活用する
- ・自らの環境保全活動を発信し、目的を共有することで、環境保全活動の幅や機会を充実させる

● NPO等

【役割】

NPO等は、社会的な課題や、身近な課題に取り組む等様々な目的を持って活動しています。それぞれの団体が個々の活動に留まらず、団体間の連携を図ることで、環境学習の地域やテーマ・対象者を網羅的に捉えるとともに、当事者同士の交流により活動の気運を高め、より大きく展開することを目指します。

【NPO 等による取組み】

- ・活動で蓄積した知識や経験を活かした環境学習を実施する
- ・行事等に積極的に参加し、環境学習の機会を提供する
- ・自らの環境保全活動を発信し、目的を共有することで、環境保全活動の幅や機会を充実させる
- ・団体間の連携・協働を進め、環境保全活動の幅や機会を充実させる

●事業者

【役割】

事業者には製品・サービスのライフサイクル全体を通じて環境負荷低減に努めることが求められ、その取組みは従業員の環境意識を高めます。また、事業者における環境保全活動は、従業員のみならず、材料調達から製造、販売を通じて関係するサプライチェーンの事業者や消費者、社会貢献活動の成果を享受する地域住民にも影響を与えます。

【事業者による取組み】

- ・事業活動が環境に与える影響を把握し、多様な主体にわかりやすく情報提供する
- ・助成制度も活用しながら、ステークホルダーとともに事業活動での環境負荷低減を進める
- ・環境に配慮した部材の購入などを通じて、グリーン市場の拡大に努める
- ・ESG 投資の対象となるような環境、経済、企業統治への配慮を行った事業活動の推進を図る
- ・環境に配慮した自社製品・サービスの PR や環境ラベルを通じた啓発を通じて、環境配慮への気運を高めることに寄与する
- ・専門的な知識や技術を活かした出前講座や、施設等での見学・体験の受入れを行い、環境学習の機会を提供する

（４）行政

【役割】

行政には環境教育の機会提供のみならず、各主体の取組みや活動を促進していくことが求められます。市内で実施されている環境教育の機会や環境保全活動の情報を収集し、市全体での環境学習の気運を高め、各取組みや活動を支援していく必要があります。また、効率的・効果的に環境教育の取組みを推進していくために、本市における関連部署との連携、また他の行政機関との連携をより一層推進していく必要があります。

一方で、事業者として事務事業に伴う環境負荷の低減を図るための取組みを行います。

【行政による取組み】

- ・環境啓発を積極的にを行い、環境学習の機会を充実するとともに、環境行動の促進を図る
- ・環境学習施設や身近な自然などの地域資源を活かし、効果的な環境学習を実施する
- ・本市の環境の状況を積極的に発信することで、各主体と地域全体の課題を共有する
- ・各主体が実施する環境学習講座や環境保全活動等の開催情報をとりまとめ発信することで、環境学習の機会を十分活用できるようコーディネートを行う
- ・省資源、省エネルギー等の環境配慮の取組みを率先して行う
- ・助成制度等を通じて、市民や事業者などの取組みを促進する

2 市が実施する施策

すべての主体が、自らの役割を認識して、連携を図りながら環境教育の取組みを推進するために、環境教育の方向性における4つの視点を踏まえた施策を推進します。

推進の視点のマークについて

各施策の推進にあたって、特に重要とする視点を以下のマークで表示します。

- 協働** …世代・分野を超えた協働取組
- 体験** …体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び
- 人材** …持続可能な社会の実現に向けた人材育成
- ICT** …ICT等の積極的な活用

(1) 家庭に向けた施策

各種普及啓発

推進の視点

協働

ICT

環境への関心を引き起こし、認識と理解を深め、省エネや3R（リデュース（ごみ発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））、エシカル消費等、課題解決のために自分たちが貢献できることを具体的に知ることで、さらに実践へつなげていけるよう、各種環境問題や取組み等について普及啓発することで、意識の向上を図ります。

【施策例】

・エコライフカレンダー（環境家計簿）の配布

地球環境問題について分かりやすく説明するとともに、電気、ガス、水道、灯油等のエネルギー使用状況を把握できるよう環境家計簿欄を設けることにより、環境にやさしい行動の実践につながるよう工夫した「エコライフカレンダー」を配布します。



2021（令和3）年版エコライフカレンダー

・ごみ減量イベント「へらそうくんフェスタ」の開催

商業施設を利用して、3Rや食品ロスの削減、プラスチックごみ問題などについて楽しく学ぶイベントを開催し、ごみの減量・再資源化に向けた取組みの普及啓発をします。

各種講座等の実施

推進の視点

協働

体験

ICT

千葉市の地域資源を活用した各種自然観察会や、NPO等や事業者と協働で環境に関する講座等を実施します。

【施策例】

- ・自然観察会（公園、植物園、里山、谷津田等）
- ・環境に関する講座（ごみ減量講習会、稲作体験講座、環境教育講座等）

市民や市内の団体等を対象に、各市有施設においてどのような事業を実施しているのか、その意義・業務内容等を見学していただくことで、自身の環境意識や、家庭での取組みを推進していきます。

【市有施設一覧】

- | | |
|--------------|-----------|
| ・北清掃工場 | ・新内陸最終処分場 |
| ・新港清掃工場 | ・中央浄化センター |
| ・新浜リサイクルセンター | ・南部浄化センター |

(2) 学校等に向けた施策

学校等は、直接的に環境を学ぶ場として、環境に関する意識醸成、知識習得の基盤となる、環境教育において最も重要な役割を果たしているため、積極的に物資や教材等を支援し、環境教育の取組みや活動を推進します。

発達段階に応じた適切な教材等の作成や、ICT を活用した環境について効率的に学べる資料の作成、また、先駆的な取組みを実施する学校等には物資等についても支援し、各学校等における環境教育の取組みや活動を推進していきます。

【施策例】

・木育の推進（対象：保育所等）

木製の玩具等を保育所等に配布し、幼少期から木に触れることで、環境意識の醸成を図ります。

・環境学習モデル校（対象：小学校～中学校）

市内の小・中学校の中で、先進的・実践的な環境教育を実施する学校を環境学習モデル校として指定し、各校において環境学習を推進します。

また、環境学習モデル校の環境教育の事例等を、各学校に展開し、全体的な環境教育の質の底上げを図ります。

・環境教育教材（小学校～中学校）

小学生および中学生に各種環境問題等についてまとめた、環境教育教材を作成配布します。

教材については、紙媒体のものに限らず、デジタル教材や動画等、授業の中で活用できるものを教育委員会と協力して作成します。

学校等においては、校外における学習も重要な環境教育の一つです。地域との連携や、地域資源を活用した環境教育を推進していきます。また、敷地内や校舎も環境教育の絶好の学びの場であるため、あらゆる機会を通じて取り組めるように、環境教育を推進していきます。

【施策例】

・太陽光発電設備等の教材としての活用

市立学校等に設置する太陽光発電設備や蓄電池を再生可能エネルギー等について学ぶ教材として、設置事業者と連携しながら活用します。



校舎に設置されている太陽光発電設備（左）及び蓄電池（右）

持続可能な社会の実現のために重要な役割を担う若年層については、環境について学び、体験したことを周囲に伝搬する人材の育成を推進します。また、教職員も常に最新の知識や学習法について取り入れ、実践する役割があることから、教職員向けの研修等についても実施し、生徒・学生及び教職員の両面から人材育成を推進していきます。

【施策例】

・環境ジュニアマイスター認定制度

個人が環境について学んでいくことも重要ですが、環境についての知識や経験等を周囲に伝え、実践していくことで、より一層の学びになるとともに、波及効果も大きくなります。したがって、環境についての教材や講座等を修了した小・中学生を環境ジュニアマイスターに認定することで、環境意識の醸成を図ります。

・教職員への研修や勉強会の開催

学校等における環境教育等の推進に重要な役割を担う教職員の資質向上のために、最新の環境情報の共有や、持続可能な社会の担い手づくりのための教育手法等についての研修会や、勉強会を開催します。

・大学との連携

大学等と連携し、環境学習の指導者の養成のため、教職課程の学生等を対象に出前講座等を実施します。

協働取組の推進

推進の視点

協働

ICT

学校等においては、地域との連携や、学校同士の連携が重要です。また、環境問題は、世界規模であるため、生徒・学生の世界を広げるために、国境を跨いだ連携も推進していきます。

【施策例】

・姉妹・友好都市等との連携

姉妹・友好都市等の学生等と SDGs や環境問題について議論する「(仮称) 千葉市 SDGs グローバルサミット」を開催し、環境に関する深い知見と、国際的な視野を養います。

各種普及啓発

推進の視点

協働

ICT

学校等においても、ごみ問題や、食品ロス問題等の、普段の生活に身近なところから、地球温暖化等の気候危機についても、興味を持つきっかけとなるよう、段階に応じた普及啓発をすることで、意識の向上を図ります。

【施策例】

・食品ロス削減啓発

人間形成に多大な影響を与える少年期において、食品ロスの現状及び給食残渣のリサイクル事業を通して 3R について知ることで、食べ物を大切にする習慣づけを促すとともに、児童をもつ各家庭への間接的な波及を図り、食品ロスを削減します。

各種講座等の実施

推進の視点

協働

体験

ICT

学校等においては、若年層から環境についての意識を醸成するとともに、実践につながる基本的な知識を身につけるために、環境に関するさまざまなテーマについて、講座等を実施します。

また、NPO 等と協働し、専門的な知識や経験を広める講座等も実施します。

【施策例】

・ごみ分別スクール

市立小学校の 4 年生を対象に、廃棄物の削減を実践するための考え方である 3R について、社会科の授業と連動した体験学習を行い、ごみの分別を実践する意識を醸成するとともに、児童を介して、家庭にも 3R の考え方を浸透させることで、将来にわたり、ごみの減量効果を図ります。

市有施設等の見学

推進の視点

体験

学校等を対象に、各市有施設においてどのような事業を実施しているのか、その意義・業務内容等を見学していただくことで、普段の学校生活等における環境とのつながりを再認識することで、意識の向上を図ります。

(3) 社会（地域・NPO 等・事業者）に向けた施策

体験の機会の場の整備・活用

推進の視点

協働

体験

本市の地域的特性を活かした里山や谷津田等、海浜や河川、公園緑地等は、自然とふれあい、自然体験活動を行う拠点となる場所であるため、継続して整備し、活用していきます。

【施策例】

・体験の機会の場の認定

自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めるため、土地又は建物を自然活動等の体験の場として所有者が提供する場合に、環境教育等促進法に基づく体験の機会の場として認定します。

環境情報の発信・提供

推進の視点

協働

ICT

本市の環境関連情報等を市 HP や SNS 等に掲載し、迅速に情報発信します。また、市有施設等においても、デジタルサイネージ等を活用して環境情報を積極的に発信していきます。

【施策例】

・千葉市環境白書

・協定締結事業者への自主的な活動の促進及びそれに資する情報等の提供

活動の支援

推進の視点

協働

人材

ICT

NPO 等が実施する活動に対して、活動に係る費用の助成や、物資及び情報等の提供等、環境保全に関する知識の普及啓発事業や地域の環境保全活動を行っている団体の活動を支援・育成します。

【施策例】

・地域環境保全自主活動補助金

イベント等への協力及び出展

推進の視点

協働

ICT

環境をテーマとしたイベント等への協力を通して、各種団体とのパートナーシップを構築し、協働事業を推進します。

【市内で実施しているイベント等】

- ・エコメッセちば（エコメッセちば実行委員会）
- ・ちばし環境フェスティバル（千葉市地球温暖化対策地域協議会）



第 24 回エコメッセ 2019 in ちば



2019 ちばし環境フェスティバル

人材育成事業

推進の視点

協働

人材

ICT

市内で環境保全や環境教育に関する活動を実施している団体等を対象として、知識やスキルの向上等を目的として人材育成事業を実施することで、地域における継続的な環境保全、環境教育を推進します。

協働取組の推進

推進の視点

協働

ICT

地域や NPO 等、事業者においては、連携して環境の保全や環境教育に取り組んでいくことが非常に重要です。様々な機会の中で連携を推進していきます。

各種普及啓発

推進の視点

協働

ICT

地域や NPO 等、事業者においても、環境への関心を呼び起こし、認識と理解を深め、さらに実践へつなげていけるよう、各種環境問題や取組み等について普及啓発することで、意識の向上を図ります。

各種講座等の実施

推進の視点

協働

体験

ICT

事業者や地域を対象とした出前講座や、NPO 等と協働で環境に関する講座等を実施します。

市有施設等の見学

推進の視点

体験

ICT

市内の団体等を対象に、各市有施設においてどのような事業を実施しているのか、その意義・業務内容等を見学していただくことで、自身の環境意識や、家庭での取組みを推進していきます。

(4) 全主体に向けた施策

環境情報の発信・提供

推進の視点

協働

ICT

本市の環境関連情報等を市 HP や SNS 等に掲載し、迅速に情報発信することで、各主体からの情報へのアクセスに係るストレスを軽減し、環境保全や環境教育、各主体間の協働のより一層の推進を図ります。

【施策例】

・環境教育プラットフォームの創設

これまで市民・企業・NPO・行政等の各主体がそれぞれ環境教育を推進してきましたが、市 HP 上に環境教育プラットフォームを設置し、市内における環境教育に関する情報を一元的に管理できるようにします。

人材育成事業

推進の視点

協働

人材

ICT

環境に詳しい方や興味のある方、もしくは団体等を登録し、人材育成事業を実施することで、地域における継続的な環境保全、環境教育を推進します。

【施策例】

・人材登録制度（マイスター制度）

特定の講習会を修了した方や、市内で環境教育を実施している団体を環境マイスターとして市に登録します。環境マイスターは各種の環境問題に関する専門家として、各種講座の講師として活躍していただきます。

環境マイスターとして登録された方を対象に、スキルアップ講座等を開催し、最新の環境情報の共有やスキルの向上を図ります。

活動の支援

推進の視点

協働

人材

ICT

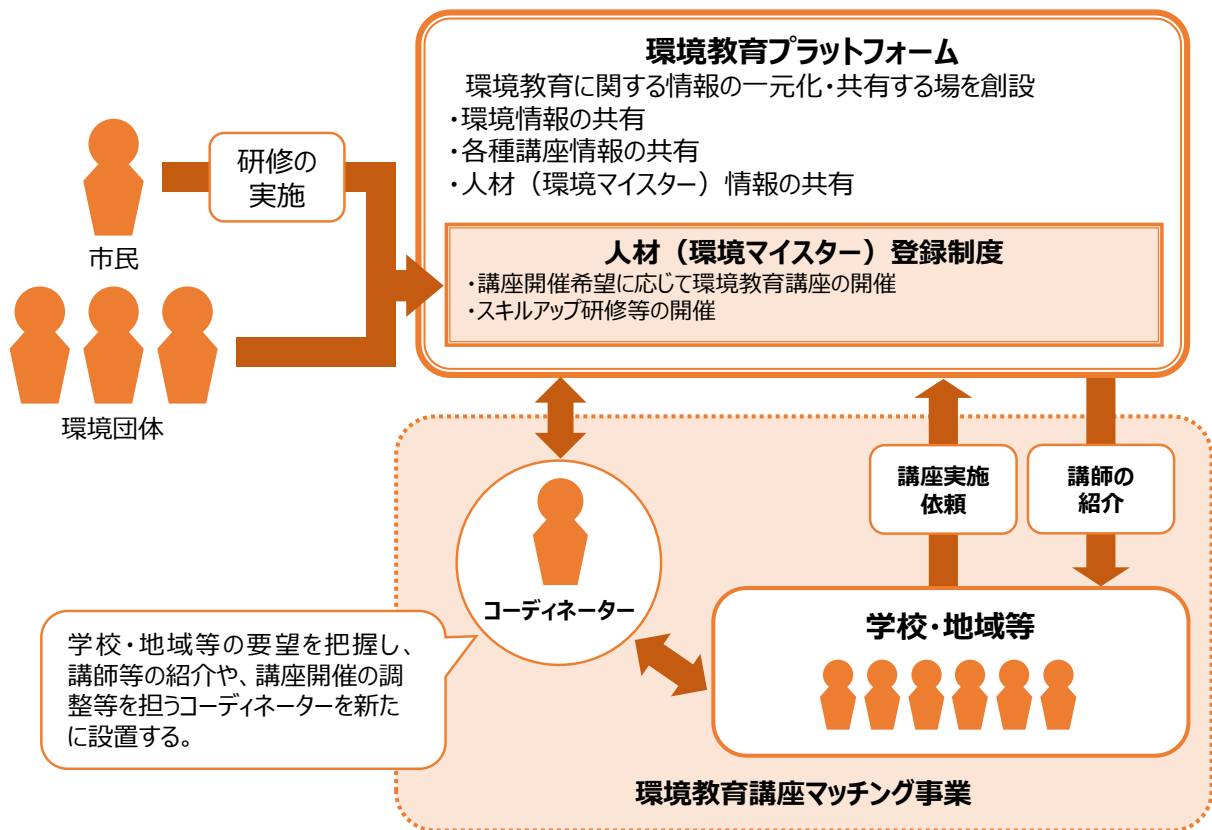
環境保全活動や環境教育においては、情報やノウハウ等の不足により、その推進が滞ることがあります。それを解消するために、様々な支援を推進していきます。

【施策例】

・環境教育講座マッチング事業

学校や公民館、地域（自治会や老人クラブ等）から、講座実施の相談を市で受け付け、講座内容に応じた環境マイスターを派遣します。

また、コーディネーターを新たに設置し、検討や調整に時間のとれない学校や地域からの要望を把握し、講師等の紹介や講座開催等の調整を担うことで、学校及び地域の負担なく、気軽に環境について学べる仕組みを作ります。



第5章 環境教育の推進体制と進捗管理

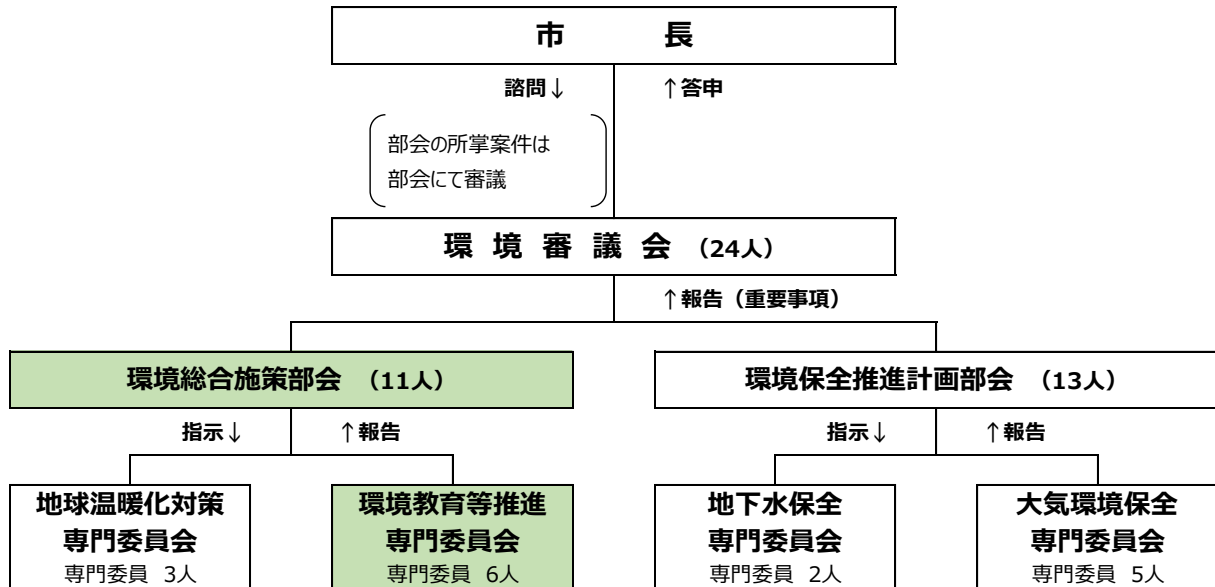
環境教育を計画的、効果的に推進するため、庁内の関係部局を構成員とした「千葉市環境教育等連絡会議」を設置し、毎年度点検を行い、環境教育関連事業の実績報告及び実施計画を把握します。その報告を基に「千葉市環境教育関連事業実施結果一覧」としてとりまとめ、ホームページ等で公表します。

環境教育・学習の推進については、教育は短期的に効果を評価できるものできないものがあり、短期的な評価だけに着目することで、その評価につながるものしか教育を受けず、または学習せず、あるいは個性を見えなくする弊害も発生する可能性があります。

そのため、評価手法については、国等における開発の動向を注視しつつ、毎年度の点検を基に、課題等を把握し、解決に向けた検討を進め、必要に応じて見直しを図ることとします。

資料編

千葉県環境審議会体制図及び委員一覧



千葉県環境審議会体制図

(「千葉県環境教育等基本方針」の検討に係る千葉県環境審議会委員)

■ 環境総合施策部会

役職	氏名	所属等
	阿部 智	千葉県議会総務委員長
	大槻 勝三	千葉県町内自治会連絡協議会
	鎌田 寛子	国際協力専門員
副部会長	倉阪 秀史	千葉大学大学院社会科学研究院教授
	桜井 秀夫	千葉県議会都市建設委員長
	佐藤 ミヤ子	市民公募
	高梨 園子	千葉商工会議所女性会会長
	福地 健一	木更津工業高等専門学校基礎学系教授
部会長	前野 一夫	日本工学院専門学校長 (日本工学院八王子専門学校長兼務、東京工科大学客員教授兼任)
	森 美則	千葉県環境生活部次長
	渡辺 静子	千葉県女性団体連絡会

■環境教育等推進専門委員会

役職	氏名	所属等
委員長	前野 一夫	日本工学院専門学校長（日本工学院八王子専門学校長兼務、東京工科大学客員教授兼任）
副委員長	森 美則	千葉県環境生活部次長
	田原 洋子	千葉市子ども会育成連絡会会長
	中嶋 のり子	千葉市小学校長会会長
	増澤 保明	千葉市中学校長会会長
	三島 孔明	千葉大学園芸学研究科准教授

千葉市環境教育等基本方針の策定までの経過

令和元年8月5日 第1回環境審議会環境総合施策部会（諮問）

令和2年1月25日 第1回環境教育等推進専門委員会

11月4日 第2回環境教育等推進専門委員会

令和3年1月 日 第3回環境教育等推進専門委員会

2月24日 パブリックコメント（3月23日まで）

月 日 第 回環境審議会環境総合施策部会（答申）

月 日 策定

千葉市の取組み（2019(令和元)年度実施事業一覧）

1 各種普及啓発		推進の視点		協働	ICT	担当部署
No.	事業名称	対象				
		家庭	学校等	地域	備考	
1-1	千葉市 COOL CHOICE 事業	○				環境局
1-2	環境カレンダー製作事業	○				
1-3	地球環境保全協定の締結			○		
1-4	地球環境保全ポスター募集事業		○			
1-5	次世代自動車の普及啓発	○	○	○		
1-6	大気汚染防止のための冬季対策	○		○		
1-7	夏季のVOC対策	○		○		
1-8	ごみ減量イベント「へらそうくんフェスタ」の開催	○		○		
1-9	食品ロス削減啓発	○	○	○		
1-10	浄化槽総合推進事業	○		○		
1-11	緑と水辺の児童絵画コンクール		○			都市局
1-12	市の木・花・四季の花等の緑化意識の普及	○	○			
1-13	花壇コンクール	○	○	○		
1-14	フラワーフェスティバル			○		

2 各種講座等の実施		推進の視点		協働	体験	ICT	担当部署
No.	事業名称	対象					
		家庭	学校等	地域	備考		
2-1	谷津田の自然体験教室	○				環境局	
2-2	大草谷津田いきものの里 自然観察会	○					
2-3	ふれあい自然観察会	○					
2-4	自然保護講習会	○					
2-5	水辺環境調査（水辺いきもの探索隊）		○				
2-6	地球環境保全セミナー			○			
2-7	公民館講座	○		○			
2-8	へらそうくんルーム		○		幼稚園、 保育所（園）		
2-9	ごみ分別スクール		○		小学校(4年生)		
2-10	エコレシピ料理講習会		○		高等学校		

2-11	市民向け説明会 (今すぐ実践!ごみ減量講習会 他)	○		○		環境局
2-12	親子チャレンジ教室	○				
2-13	やってみようよ まちづくり支援事業	○		○		
2-14	自然観察講座	○				
2-15	園内ガイドツアー	○				
2-16	花見川及び花島公園周辺の自然観察会	○				
2-17	カタクリガイド	○				
2-18	野鳥・野草ボランティアガイド	○				
2-19	星と虫の観察会	○				
2-20	都川水の里公園稲作体験講座	○				都市局
2-21	昭和の森自然観察会	○				
2-22	昭和の森 親子田んぼ教室	○				
2-23	自然観察会	○				
2-24	森のあそび場	○				
2-25	野鳥観察会	○				
2-26	生息地分断ゲーム	○				
2-27	動物公園「出張授業」「園内授業」		○			
2-28	下水道教室	○				建設局
2-29	環境教育講座(各公民館)	○	○	○		教育委員会
2-30	自然観察ワークショップ	○				事務局

3 市有施設等の見学		推進の視点			体験	担当部署
No.	事業名称	対象				
		家庭	学校等	地域	備考	
3-1	ごみ処理施設見学ツアー	○	○		小学校(4~6年生と保護者)	環境局
3-2	清掃工場施設見学会(北清掃工場)	○	○	○		
3-3	清掃工場施設見学会(新港清掃工場)	○	○	○		
3-4	新浜リサイクルセンター施設見学	○	○	○		
3-5	最終処分場施設見学	○	○	○	自治会、 小中学校等	
3-6	施設見学会(中央浄化センター)	○	○	○		
3-7	施設見学会(南部浄化センター)	○	○	○		

4 場の認定及び整備・活用		推進の視点		協働		体験	
No.	事業名称	対象				備考	担当部署
		家庭	学校等	地域			
4-1	谷津田の保全推進	○					環境局
4-2	里山の保全推進事業	○		○			経済農政局
4-3	太陽光発電の公共施設への導入	○					都市局
4-4	市民の森の保全	○					
4-5	市民緑地の設置	○					
4-6	公園緑地の整備	○		○			

5 環境情報の発信・提供		推進の視点		協働		ICT	
No.	事業名称	対象				備考	担当部署
		家庭	学校等	地域			
5-1	「千葉市環境白書」の発行	○					環境局
5-2	広報紙「GO!GO!へらそうくん」の発行	○					
5-3	ホームページによる情報提供	○					

6 活動の支援		推進の視点		協働		人材		ICT	
No.	事業名称	対象				備考	担当部署		
		家庭	学校等	地域					
6-1	きれいなまちづくり事業助成			○			市民局		
6-2	環境学習モデル校指定事業		○				環境局		
6-3	環境副読本「エコエコ大作戦」、「環境学習ハンドブック」		○						
6-4	地域環境保全自主活動補助金交付事業			○					
6-5	生ごみ資源化アドバイザー派遣事業			○					
6-6	合併処理浄化槽設置事業	○		○					

7 イベント等への協力及び出展		推進の視点			協働	ICT
No.	事業名称	対象			備考	担当部署
		家庭	学校等	地域		
7-1	エコmesse開催	○	○	○		環境局
7-2	環境フェスティバル（環境月間行事）	○				

8 人材育成事業		推進の視点			協働	人材	ICT
No.	事業名称	対象			備考	担当部署	
		家庭	学校等	地域			
8-1	スキルアップ講座			○		環境局	
8-2	生ごみ資源化アドバイザー養成事業	○					
8-3	森林ボランティア推進事業	○		○		経済農政局	

9 協働取組の推進		推進の視点			協働	ICT
No.	事業名称	対象			備考	担当部署
		家庭	学校等	地域		
9-1	千葉市民活動支援センターの設置			○		市民局
9-2	水辺環境保全推進員の意見交換会			○		環境局
9-3	大草谷津田いきものの里 活動者意見交換会			○		
9-4	こてはし台調整池協働作業		○	○	小学校、 地域団体	建設局

千葉市環境教育等基本方針

2021（令和3）年 月発行

千葉市 環境局 環境保全部 環境保全課 温暖化対策室

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL : 043-245-5199 FAX : 043-245-5553

E-MAIL : kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp
